

転出届(転出証明書申請書)

※太枠内は漏れなくご記入ください

届出者 (申請者)	住所	〒		
	ふりがな		電話	() - (自宅・勤務先・携帯) ※平日8:30~17:00に連絡できる番号を記入
	氏名 <small>自署又は記名押印</small>			
転出する人 との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員(具体的に:) 例: 母、長女の二男 など <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)			
転出日	令和 年 月 日	届出日	令和 年 月 日	
新しい住所		新しい世帯主(氏名)		
<input type="checkbox"/> 申請者の住所に同じ		<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
今までの住所		今までの世帯主(氏名)		
<input type="checkbox"/> 申請者の住所に同じ 尾張旭市		<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
転出する方の氏名・性別		生年月日	続柄	マイナンバーカード (写真付) 又は 住民基本台帳カード
ふりがな		明大昭平令 年 月 日	本人(世帯主) ・夫・妻・子 ・その他 ()	有・無
1	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ 男女			
ふりがな		明大昭平令 年 月 日	本人(世帯主) ・夫・妻・子 ・その他 ()	有・無
2	男女			
ふりがな		明大昭平令 年 月 日	本人(世帯主) ・夫・妻・子 ・その他 ()	有・無
3	男女			
ふりがな		明大昭平令 年 月 日	本人(世帯主) ・夫・妻・子 ・その他 ()	有・無
4	男女			

※マイナンバーカード(写真付)又は、住民基本台帳カードをお持ちの方で下記の項目全てに当てはまる方は、カードを利用した転出手続きができません(特例転出)。この場合、紙の転出証明書は発行されません(返信用封筒の同封は必要ありません。)(該当するものにチェック☑を付けてください)

カードが有効期限内内である。

転出した日から14日以内に転入の手続きができる。

※手続きまで14日を過ぎると、転出証明書が必要になります。また、カードの継続利用ができなくなりますのでご注意ください。

全てにチェックがついた方へ ➡ カードを利用した転出を 希望します(カードのコピーを同封してください) 希望しません

※チェックがない場合は、通常転出とさせていただきます。 希望しません

事務処理

受付

作成

確認

通知カード

(有・無)

全部

一部

<申請方法>

本申請書と下記を同封して、尾張旭市役所市民課へ送付してください。基本的に、到着の翌開庁日以降に返送しますが、速達分の切手を添付した返信用封筒を同封していただき、平日開庁時間内に市民課に到着した場合に限り、当日中に返送します。

- 返信用封筒(返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付してください。お急ぎの場合は、速達と明記し、速達分の切手を貼付してください。)※国外転出、特例転出の場合は返信用封筒は必要ありません。手続き完了後に電話連絡いたします。
- 申請者の本人確認書類のコピー
 - 1点でよいもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、公的機関が発行した顔写真つき証明書)
 - 2点必要なもの(健康保険証、年金手帳など、公的機関が発行した証明書)

<注意事項>

- 転出証明書は、原則として、転出前の場合は転出前住所、転出後の場合は転出先住所に送付します。その際、転送不可の郵便で送付いたします。
- 申請できる方は、原則として、同一世帯の方に限られます。それ以外の方が申請する場合は、必要なものが異なりますので、電話やホームページ等でご確認ください。
- 電話で申請内容の確認を取ることがあります。電話で内容確認ができない場合には、一旦申請を返送することがありますので、ご了承ください。
- 消せるボールペンや鉛筆で記入しないでください。
- 健康保険証のコピーを添付する場合は、保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してください。

申請書送付先 〒488-8666 (住所不要) 尾張旭市役所 市民課 市民係 (電話 0561-76-8130)